

令和4年度法務省委託「Myじんけん宣言」プロジェクトの周知
及び広報並びに人権に関するシンポジウムの広報に関する入札
(仕様書)

1 件名

「Myじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報並びに人権に関するシンポジウムの広報

2 目的

人権ライブラリー・ウェブサイト内に構築した参加型コンテンツ「Myじんけん宣言」ウェブページの周知及び広報を行うとともに、企業等の参加を促すため、様々な媒体を組み合わせた周知広報活動を実施する。

また、人権に関するシンポジウム（ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」及び共生社会と人権に関するシンポジウム（仮））の広報を実施し、国民に広く参加を促すことで、イベントを通じて人権尊重思想の普及高揚を図る。

※ 人権ライブラリー・ウェブサイト <https://www.jinken-library.jp/>

※ Myじんけん宣言・ウェブページ

<https://www.jinken-library.jp/my-jinken/>

3 訴求対象

(1) 「Myじんけん宣言」プロジェクト及び共生社会と人権に関するシンポジウム（仮）の広報は主に企業関係者を対象とする。

(2) ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」の広報は主に中高生とその保護者を対象とする。

4 発注概要

(1) 「Myじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報

(2) 人権に関するシンポジウムの事前広報

(3) 人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載

(4) 各種広報に係る効果検証の実施

(5) 実施結果報告書の作成

5 業務内容

(1) 「Myじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報

以下、ア～エの広報媒体を用いた広報を行うこと。

ア バナー広告

イ SNS広告

ウ YouTube（インストリーム広告）

エ 新聞広告

なお、上記ア～エで実施する広報の他に、より広報効果が高い媒体等があれば提案すること。以下の a～g はあくまで例であるため、例示した方法に捉わられることなく提案すること。

<例>

- a テレビ広報
- b ラジオ広報
- c 新聞広告掲載紙関連ウェブサイト等での広報
- d インターネットバナーによる広報（GDN及びYDAを除く）
- e フリーペーパー、情報誌等による広報
- f 電光掲示板、デジタルサイネージ等による広報
- g 交通機関を利用した広報（車両内中吊、車内広報枠への掲示、ラッピングバス、貸切列車広報、電車内の液晶ディスプレイ広報等）

- ※ 上記ア～エの詳細は別紙1を参照すること。
- ※ 法務省が実施するプロジェクトの広報としてふさわしい媒体・内容にすること。
- ※ 周知及び広報活動は、「Myじんけん宣言」ウェブサイトの閲覧者数及び「Myじんけん宣言」参加者（宣言掲載者）数の増加を図るために行う。

(2) 人権に関するシンポジウムの事前広報

ア 以下のシンポジウムにおける参加者・視聴者の募集に当たり、事前広報を行うこと。

(ア) ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

※ オンライン配信のみ。

(イ) 共生社会と人権に関するシンポジウム（仮）

※ オンライン配信のみ

イ 以下に基づいた事前広報を行うこと。

(ア) 必須の媒体

バナー広告

※ 詳細については別紙2を参照すること。

(イ) バナー広告とは異なる媒体による広報内容の企画及び制作・実施等（任意）

上記（ア）の広報の他に、より広報効果・参加者（視聴者）増の効果が高い手法があれば提案可能とする。

なお、以下の a～j はあくまで例であるため、例示した方法に捉わられることなく提案すること。

<例>

- a SNS（Twitter、Facebook、Instagram等）による広報

- b テレビ広報
- c ラジオ広報
- d 新聞広告及び新聞広告掲載紙関連ウェブサイト等での広報
- e インターネットバナーによる広報（GDN及びYDAを除く）
- f フリーペーパー、情報誌等による広報
- g 電光掲示板、デジタルサイネージ等による広報
- h 交通機関を利用した広報（車両内中吊、車内広報枠への掲示、ラッピングバス、貸切列車広報、電車内の液晶ディスプレイ広報等）
- i 業界誌
- j ダイレクトメール

※ 法務省が実施するシンポジウムの広報にふさわしい媒体・内容にすること。

※ 広報用に特設サイトを構築する必要はない。

(3) 人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載

ア 以下のシンポジウムの実施後、採録記事を作成・掲載すること。

(ア) ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

(イ) 共生社会と人権に関するシンポジウム（仮）

イ 広報掲載日、掲載する媒体等詳細については別紙3を参照すること。

(4) 各種広報に係る効果検証の実施

上記(1)～(3)に係る効果検証をそれぞれ以下のとおり実施すること。

ア 調査区分

(ア) 「Myじんけん宣言」プロジェクトに関する広報

(イ) ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」に関する事前広報及び採録記事

(ウ) 共生社会と人権に関するシンポジウム（仮）に関する事前広報及び採録記事

※ 計3回、上記区分ごとに効果検証を実施すること。

イ 調査対象

以下の区分に従い集計を行うこと。

(ア) 上記「ア 調査区分」(ア)は、企業関係者を調査対象とする。

(イ) 上記「ア 調査区分」(イ)及び(ウ)は、採録記事読者又はそれに類する者を調査対象とする。

・性別

・年代（19歳以下、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上）とする。）

- ・地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）
- ウ 有効回答数：上記「ア 調査区分」（ア）～（ウ）それぞれ1,000以上
- エ 調査エリア：全国
- オ 調査項目：最終的な設問数や設問の内容、選択肢の内容等は、受注者からの提案を基に公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）との協議を経て定める。設問数は、性別や年代等基本的な事項以外に、20問程度行うこととする。
- カ 調査方法：提案書中に明記することとし、最終的な方法については、法務省及び当センターと協議の上、決定する。
なお、各広報実施後、迅速に効果検証を行い、調査完了後2週間以内に要素ごとに結果を取りまとめ、当センターに提出すること。
- キ 効果把握：政府における証拠に基づく政策（Evidence-based Policy Making（EBPM））の推進に関する動向等を踏まえ、その趣旨に即した客観的な効果把握に努めること。
- ク 取りまとめ：表だけでなく、グラフなども使用し見やすくまとめること。
なお、事前の協議において、取りまとめのサンプルを提出すること（下記8（6）の時期において実施予定）。
- ケ その他：提出する報告書等について、ファイル形式は当センターと事前に協議の上、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint のいずれかの形式とすること。

（5）実施結果報告書の作成

上記（1）～（4）に示す業務について、下記のとおり実施結果報告書を作成すること。

ア 作成単位

下記に示す事業ごとに実施結果報告書を作成し、随時提出すること。また、全ての事業における業務の終了後に、全事業分の実施結果報告書を取りまとめて提出すること。

- （ア）「Myじんけん宣言」プロジェクト：上記（1）及び（4）の業務
- （イ）ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」：上記（2）、（3）及び（4）の業務
- （ウ）共生社会と人権に関するシンポジウム（仮）：上記（2）、（3）及び（4）の業務

イ 構成

内容として、以下の要素は必ず含まれる形で構成すること。

なお、広報実施結果の各指標について、数値の信ぴょう性を担保する書類を添付すること。

(ア) 表紙、目次

(イ) 広報実施媒体と掲載内容

(ウ) 広報実施結果（インプレッション数、クリック数、クリック率等具体的に記載）

(エ) 効果検証の集計結果及び分析結果並びにこれらを踏まえた効果的な啓発手法の提案

(オ) 集計結果の表やグラフ等

ウ 実施結果報告書の内容に関して、当センターから質問・修正依頼等を行った場合には、迅速に対応すること。

エ 提出する報告書について、ファイル形式は当センターと事前に協議の上、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointのいずれかの形式とすること。

(6) その他

本事業の実施に伴う連絡・調整等必要な手配等は、全て本事業の受注者が責任をもって行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を理由に、広報内容が変更となる場合がある。その場合は、速やかに当センター及び法務省と協議し、広報の代案を企画・実施すること。ただし、提案書に代案を記載する必要はない。

おって、当センター等と打合せ等を実施した場合には、打合せ等の後、速やかに議事録等を作成し、当センターの承諾を得ること。

6 成果物・納品

(1) 成果物

ア 上記5(1)～(3)で制作した全データ(DVD-R等媒体にて納品)4セット

※ 広報誌等で広報を実施した場合は、掲載誌等の現物を4セット提出すること。

※ 本事業で実施した各要素に関連する反訳データ、写真、映像等、必要と思われるデータ全て。

イ 実施結果報告書(印刷物)4セット

ウ 実施結果報告書(データ、DVD-R等媒体にて納品)4セット

※ PDFで納品する場合、文字の部分を選択できる(テキストデータとして抽出可能な)形態にすること。

※ 上記ア及びウのデータは同一のDVD-R等媒体で納品しても

差し支えない。

(2) 納品場所

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12

KDX芝大門ビル4F

(3) 納品期限

令和5年3月30日(木)

ただし、上記5(3)の採録記事の制作に当たって作成した資料については、各シンポジウムの開催後、写真データについては、3営業日以内、反訳データについては、7営業日以内に提出すること。

また、(4)の効果検証の実施結果報告は、同(4)カの期限までに提出すること。

さらに、同(5)アの各事業に係る実施結果報告書については、各事業における業務の終了後、速やかに作成の上、提出すること。

7 応募概要

(1) 提出書類

下記ア～ウは6セットを作成し、うち3セットは社名を記載しないこと。

また、同書類のPDFデータを、下記11の提出先宛てにEメールで送付すること。

ア 提案書(次の要素を盛り込むこと)

(ア) 企画意図、趣旨、体制図等

(イ) 企画概要

以下の3点については、実施内容を把握できる資料を必ず添付すること。

a 「Myじんけん宣言」プロジェクトの周知広報

b 人権に関するシンポジウムの事前広報(ウェブ広告等)

c 人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載

(ウ) 実施スケジュール

イ 補足資料等 ※ 任意

ウ 応募者の実績(今回の企画に類するもの)等を示す資料 ※ 任意

エ 入札書(別紙の様式を使用し、提出の際は封かんすること)

オ 委任状(書式自由、代表者が入札する場合は不要)

カ 各府省一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書の写し

(2) 落札方式

総合評価落札方式

※ 別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(3) 書類提出期限（厳守）

ア 上記（1）のア～ウ 令和4年6月14日（火）午後3時

イ 上記（1）のエ～カ 令和4年6月21日（火）午後2時25分

(4) 開札

令和4年6月21日（火）午後2時30分から

※ 当センター応接室にて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、令和4年6月7日（火）までに、下記11の提出先宛てに電話又はEメールにて連絡すること。

8 スケジュール（予定）

(1) 令和4年5月31日（火） 入札情報開示

(2) 令和4年6月 7日（火） 入札参加希望連絡期限

(3) 令和4年6月14日（火） 提案書等（入札書を除く）提出締切

(4) 令和4年6月21日（火） 入札書提出締切、開札、受注者決定

(5) 令和4年7月～令和5年3月 各種広報活動展開

ア 「Myじんけん宣言」プロジェクトの周知及び広報は7月～12月を予定。

イ 人権に関するシンポジウムの事前広報は各開催日の約2週間前から当日の午前中までとし、採録記事の作成はシンポジウムの実施に合わせて行う。

※ ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

開催日：令和4年7月下旬予定

※ 共生社会と人権に関するシンポジウム（仮）

開催日：令和5年2月上旬予定

(6) 令和4年8月～令和5年2月 各効果検証調査項目案、各取りまとめサンプル案の作成・検討

(7) 令和4年9月～令和5年3月 各効果検証調査実施
事業別実施結果報告書の提出

(8) 令和5年3月30日（木） 成果物納品期限

9 その他

(1) 応札者から提出された提案書等の提出書類は、返却しない。

(2) 本入札の参加に要する経費は、応札者の負担とする。

(3) 本件業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。

(4) 本件業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。

なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を

行う場合がある。

- (5) 本件業務を実施するに当たって、知り得た情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。
また、第三者に対して一切漏えいしないこと。
- (6) 本件企画の完遂のために十分な実施体制を整えること。
また、法務省及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。
- (7) 本仕様書に基づき制作した各種広報に関する全ての著作権は、特定の期間を定めることなく、法務省に帰属するものとする。
なお、受注者は法務省及び当センターに対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
また、受注者はそのことについて提案書中に明記すること。
- (8) 契約締結後に、各広報媒体の運営管理者が広報掲載メニュー等を変更したことにより仕様書に定める条件を満たすことができなくなった場合は、当センターと協議の上、仕様書に定めるものと同等の条件を満たすものを用意すること。
- (9) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、入札金額を訂正した入札書、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、当センターと協議すること。
- (11) 開札は当センター内において応札者の面前で行う。
- (12) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。
その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。
- (13) 本件に関して、関連する機関に確認・連絡する必要がある場合は、事前に当センターと調整すること。
- (14) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。

10 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。

なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員：事務局長 上杉憲章

11 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部 第2課 有田、南治
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12
KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802/FAX 03-5777-1803
Eメール arita@jinken.or.jp
 nanji@jinken.or.jp
ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp/>